## 企業内人材育成推進助成金(個別企業助成コース)支給決定通知書

平成 29 年 1 月 31 日

田澤 拓也 Lunon

埼 E労働局長

平成28年8月24日付けで支給申請のあった企業内人材育成推進助成金(個別企業助成 コース) について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

27-175-A 号

支 決定 給

平成 29 年 1 月 31 日 支給決定年月

700,000 円 支 定 3 給 決

## (注意事項)

- 1 次のいずれかに該当した場合は、助成金の返還を求めます。
  - (1) 不正行為により助成金の支給を受けた場合
  - (2) 助成金の支給すべき額を超えて支給を受けた場合
  - (3) 支給の目的に違反した場合
- 2 助成金の支給に関しては、当労働局長が必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 3 本支給決定に係る関係申請書類は、支給決定の翌年度から5年間保存しておいてください。
- 4 企業内人材育成推進助成金は、政治資金規正法第 22 条の3 第 1 項による 寄附制限の例外(試験研究、調

査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に<u>該当するもの</u>と判断しています。

※ 寄附制限の例外に<u>該当しない場合、</u>当該助成金等交付の決定通知を受けた日から一年間、政治活動に関す る寄附をすることができないこととされています。